資料 1 令和6年2月8日 廿日市市保健福祉審議会高齢福祉専門部会

令和6年度介護報酬改定の主な事項について第9期介護保険計画内の介護保険料について

令和6年度介護報酬改定の主な事項について

~社会保障審議会介護給付費分科会(第239回)資料より抜粋~

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進
 - ・ 質の高い公正中立なケアマネジメント
 - ・ 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
 - 医療と介護の連携の推進
 - ▶ 在宅における医療ニーズへの対応強化 ▶ 在宅における医療・介護の連携強化
 - ➤ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ➤ 高齢者施設等と医療機関の連携強化

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

- 高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種 連携やデータの活用等を推進
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- · LIFEを活用した質の高い介護

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって 安心できる制度を構築
 - 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

- ・ 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- ・ 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

- 介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、 処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取 組を推進
- 介護職員の処遇改善
- ・ 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- ・ 効率的なサービス提供の推進

5. その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- ・ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額(居住費)の見直し
- 地域区分

第9期介護保険事業計画内の介護報酬改定等

1. 介護報酬改定について

- ①介護職員の処遇改善分+0.98%
- ②介護職員以外の処遇改善を実現できる水準+0.61% 併せた+1.59%



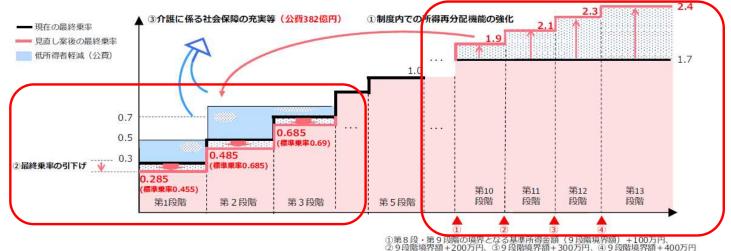
処遇改善分が令和6年6月施行となることから 介護給付費へ +1.54%を反映する旨で決定

2. 第1号被保険者介護保険料について

- ①今後の介護給付費の増加を見据えた、所得再配分の強化(標準段階を9段階から13段階へ)
- ②低所得者の保険料上昇の抑制(低所得者の標準乗率及び最終乗率の引下げ)
 - ※調整交付金の見直し、公費負担軽減割合の見直し(国内各地域の所得格差の調整と社会保障費への充当)

	標準段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階				
第	標準乗率	<u>0.5</u>	<u>0.75</u>	<u>0.75</u>	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7				
8	公費負担割合	<u>0.2</u>	<u>0.25</u>	<u>0.05</u>	-	-	-	-	-	-				
	最終乗率	<u>0.3</u>	<u>0.5</u>	<u>0.7</u>	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7				
期	基準所得金額	非課税 80万以下	非課税 120万以下	非課税 120万超	世帯課税 80万以下	世帯課税 80万超	世帯課税 120万未満	合計所得 210万未満	合計所得 320万未満	合計所得 320万以上				
	標準段階	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階
第	標準乗率	0.455	0.685	0.69	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
9	公費負担割合	<u>0.17</u>	0.2	<u>0.005</u>	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
_	最終乗率	<u>0.285</u>	<u>0.485</u>	<u>0.685</u>	0.9	1	1.2	1.3	1.5	1.7	<u>1.9</u>	<u>2.1</u>	2.3	<u>2.4</u>
期	基準所得金額	非課税	非課税	非課税	世帯課税	世帯課税	世帯課税	合計所得	合計所得	合計所得	合計所得	合計所得	合計所得	合計所得
	- 全十八日立映	80万以下	120万以下	120万超	80万以下	80万超	120万未満	210万未満	320万未満	<u>420万未満</u>	<u>520万未満</u>	<u>620万未満</u>	<u>720万未満</u>	<u>720万以上</u>

※標準乗率、最終乗率及び段階別所得金額は各市町に裁量権あり(介護保険法第38条・第39条)



第9期廿日市市介護保険料の見直し (案)

現状(第8期)

	廿日市市(第8期)	基準額に	本市基準	第1号被保険者数 (人)
	基準所得金額(円)	対する割合	年額(円)	R5見込
第1段階	非課税·80万以下	0.30	19,794	4,131
第2段階	非課税・80~120万	0.42	27,711	3,361
第3段階	非課税·120万超	0.70	46,186	3,267
第4段階	世帯課税・80万以下	0.90	59,382	3,151
第5段階	世帯課税・80万超	1.00	65,980	5,645
第6段階	世帯課税・125万未満	1.20	79,176	6,237
第7段階	合計所得125~200万未満	1.30	85,774	4,919
第8段階	合計所得200~300万未満	1.50	98,970	2,787
第9段階	合計所得300~400万未満	1.65	108,867	1,108
第10段階	合計所得400~600万未満	1.75	115,465	804
第11段階	合計所得600~800万未満	1.85	122,063	273
第12段階	合計所得800万以上	2.00	131,960	490
				36,173

第9期廿日市市介護保険所得段階区分と割合(案)

715 5 743 F		リル酸体機が特別的に	## (A/			
		廿日市市(第9期)	基準額に	本市	令和6年度	
		基準所得金額(円)	対する割合	年額(円)	月額(円)	対象者数
第1段階	非	非課税·80万以下	0.285 <u>%</u> (0.455)	18,804	1,567	4,191
第2段階	課 税 世	非課税・80~120万	0.42 <u>%</u> (0.62)	27,711	2,309	3,419
第3段階	帯	非課税・120万超	0.685 <u>%</u> (0.69)	45,196	3,766	3,308
第4段階	世帯非	世帯課税・80万以下	0.90	59,382	4,949	3,198
第5段階	課税税	世帯課税・80万超	1.00	65,980	5,498	5,735
第6段階		世帯課税・125万未満	1.20	79,176	6,598	6,322
第7段階		合計所得125~200万未満	1.30	85,774	7,148	4,999
第8段階		合計所得200~300万未満	1.50	98,970	8,248	2,831
第9段階	本 人	合計所得300~400万未満	1.65	108,867	9,072	1,140
第10段階	課 税	合計所得400~600万未満	1.75	115,465	9,622	809
第11段階		合計所得600~800万未満	1.85	122,063	10,172	294
第12段階		合計所得800万以上	2.00	131,960	10,997	147
第13段階		合計所得1,000万以上	2.20	145,156	12,096	368

[※] 低所得者保険料軽減後の割合

低所得者への保険料軽減分は第8期同様補助金で賄われる (国:2分の1、県・市:4分の1)

廿日市市の介護給付費等の推計

1. 保険料額の指標

		第9期	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度	令和32年度
保険料基準額(月額)		5,498	6,631	7,675	7,963	8,214	8,680
準備基金取崩額の影響額		714	487	0	0	0	0
	準備基金の残高(前年度末の見込額)	1,200,000,000	223,000,000	0	0	0	0
	準備基金取崩額	977,000,000	223,000,000	0	0	0	0
保	険料基準額の伸び率(%)(対8期保険料)	-0.0%	20.6%	39.6%	44.8%	49.4%	57.9%

2. 保険料収納必要額関係

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額(A)	31,600,838,775	10,241,948,195	10,518,049,740	10,840,840,840
総給付費(財政影響額調整後)	30,184,143,000	9,779,880,000	10,045,911,000	10,358,352,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	629,130,069	204,795,747	209,826,420	214,507,902
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	674,196,979	220,266,693	224,517,782	229,412,504
高額医療合算介護サービス費等給付額	84,759,851	27,682,547	28,256,896	28,820,408
算定対象審査支払手数料	28,608,876	9,323,208	9,537,642	9,748,026
地域支援事業費(B)	2,548,252,000	797,255,000	869,296,000	
介護予防・日常生活支援総合事業費	1,392,370,000	451,961,000	464,002,000	476,407,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	886,014,000	255,338,000	315,338,000	315,338,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	269,868,000	89,956,000	89,956,000	89,956,000
第1号被保険者負担分相当額(D)	7,854,290,878	2,539,016,735	2,619,089,520	2,696,184,623
調整交付金見込額(I)	905,745,000	284,458,000	297,614,000	323,673,000
調整交付金見込交付割合(H)		2.66%	2.71%	2.86
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	100,000,000			
予定保険料収納率	99.10%			

第8期までの介護保険料の推移

年度	事業運営 保険		の割合	第1号保険料(月額)				
十尺	期間	第1号	第2号	全国	広島県	廿日市市		
H12~H14	第1期	17%	33%	2,911円	3,040円	2,890円		
H15~H17	第2期	18%	32%	3,293円	3,570円	3,281円		
H18~H20	第3期	19%	31%	4,090円	4,444円	4,170円		
H21~H23	第4期	20%	30%	4,160円	4,460円	4,170円		
H24~H26	第5期	21%	29%	4,972円	5,411円	4,710円		
H27~H29	第6期	22%	28%	5,514円	5,796円	5,033円		
H30∼R 2	第7期	23%	27%	5,869円	5,961円	5,498円		
R 3~R 5	第8期	23%	27%	6,014円	5,985円	5,498円		